

令和2年12月23日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
災害時医療担当理事 高室 暁

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部
搬送調整者の登録について

標記の件につきまして、神奈川県医師会を通じ募集依頼がまいりました。つきましては、別添業務内容等をご確認いただき、ご協力可能な先生がいらっしゃいましたら神奈川県医療危機対策本部災害医療グループへ、直接メールもしくはFAXにて12月25日（金）までに（期日以降も受付可）お申込み下さい。

《連絡先》新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部搬送調整者の登録窓口

神奈川県医療危機対策本部室災害医療グループ

電話：045-210-4634（直通）

FAX：045-633-3770

メール：fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp

神奈川県医師会
会長 菊岡 正和
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部
搬送調整者の登録について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記について、県健康医療局長より別添のとおり通知がありました。

本県では、新型コロナウイルス感染症患者の「搬送調整」や「自宅・宿泊療養者への電話相談業務」について、同対策本部に「搬送調整者」として外部医師等約10名を登録し、療養相談等を実施しておりますが、新規感染者は増加傾向であり、安心して療養していただける環境を維持することが困難な状況となっております。

つきましては、別添業務内容等をご確認いただき、令和2年12月28日（月）から令和3年3月31日（水）までの間で、貴会会員において同対策本部にて従事していただける「医師」がおられましたら、別紙1により標記搬送調整者承諾書にて下記「県医療危機対策本部室 災害医療グループ」あて登録をお願いいたします。

また、直近となりますが12月28日（月）から1月5日（火）の「日勤帯の勤務（8:30～19:00、調整可）」について、別紙2により募集を行っておりますので、ご協力いただける「医師」がおられましたら、令和2年12月25日（金）までに（期日以降も受付可）ご回答いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、県内の救急医療及び災害時搬送調整を熟知いただいている、県医師会救急医療対策委員会委員及び災害救助対策委員会委員に直接通知をさせていただいております。

記

○ご連絡先

【新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部搬送調整者の登録窓口】

県医療危機対策本部室災害医療グループ

電話：045-210-4634（直通）

FAX：045-633-3770

E-mail：fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp

医危第 1865 号
令和 2 年 12 月 21 日

公益社団法人 神奈川県医師会長 様

神奈川県健康医療局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部搬送調整者の登録に
ついて (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本県の新規感染者は連日 200 人を超え、12 月 17 日には過去最高の 319 人となるなど、改善の兆候は見られません。現在、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部に「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部搬送調整者」の医師として約 10 名の外部医師等に登録いただき、新型コロナウイルス感染症患者の搬送調整や自宅・宿泊療養者への療養相談等を行っていただいておりますが、その件数も激増しており、自宅・宿泊療養者の方に安心して療養していただける環境を維持するため増員の必要が生じております。

つきましては、このような事情をお汲み取り頂き、貴会会員に別添の「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部搬送調整者」への登録、業務従事の御協力を賜りますようお願いいたします。御承諾頂ける会員の方へは、別紙 1・2 により直接県へお申し出くださるようお知らせください。

1. 業務内容：別添のとおり
2. 提出書類：搬送調整者承諾書 (別紙 1) … 随時、受付をしております。
搬送調整者年末年始勤務調査票 (別紙 2)
… 年末年始ご対応可能な方のみ、令和 2 年 12 月 25 日 (金) までに御提出くださるよう御協力をお願いします。
3. 提出先：医療危機対策本部室 災害医療グループ宛に電子メールまたは FAX にて送信ください。
【電子メール：fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp FAX：045-633-3770】
4. その他：登録頂いた会員の情報は県でとりまとめ後、貴会に提供します。

問合せ先

医療危機対策本部室災害医療グループ 田村

電話 045-210-4634 (直通)

ファクシミリ 045-633-3770

電子メール fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp

回答先

神奈川県医療危機対策本部室災害医療グループ行き

別紙 1

E-mail : fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp

FAX:045-633-3770

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

搬送調整者 承諾書

令和2年12月21日付けで依頼のありました、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部搬送調整者の委嘱について承諾します。

氏名	
施設名	
住所	
電話番号	
携帯電話番号	
メールアドレス	
勤務可能日時（日勤）	※ 御対応可能な時間帯に合わせて、柔軟に勤務調整いたします。 ※ 記載例・毎週○曜日○時-○時
勤務可能日時 （夜勤オンコール）	※ 記載例・毎週金曜日19：00-8：30

※年末年始（12月28日～1月5日）に御協力いただける場合は、「年末年始勤務調査票」も御提出くださるようお願いします。

回答先

神奈川県医療危機対策本部室災害医療グループ行き

別紙 2

E-mail : fukusou.kiki@pref.kanagawa.jp

FAX:045-633-3770

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 搬送調整者 年末年始勤務調査票

令和2年12月21日付けで依頼のありました、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部搬送調整者の委嘱について承諾し、年末年始の勤務可否について回答します。

氏名	
施設名	
住所	
電話番号	
携帯電話番号	
メールアドレス	

■年末年始の勤務可能な時間について、こちらへ御記入ください。

	勤務可能な時間を御記入ください。 ※年末年始は日勤のみです
2020年12月28日（月）	
2020年12月29日（火）	
2020年12月30日（水）	
2020年12月31日（木）	
2021年1月1日（金）	
2021年1月2日（土）	
2021年1月3日（日）	
2021年1月4日（月）	
2021年1月5日（火）	

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部搬送調整者の業務について

1 業務内容

- 下記業務内容を行える方であれば、救急医である必要はありません。
- パソコンを使い、調整や患者対応の記録(電子カルテやGoogle スプレッドシート)を入力いただきます。
- 患者と物理的な接触はありません(電話のみ)。
- 現在活動している医師と一緒に活動して業務に慣れていただく期間を設けます。

	項目	概要	業務内容
1	宿泊療養の可否決定	保健所から依頼される宿泊療養の可否判断(宿泊療養所の入所は横浜市等保健所設置市も含め県で一元化している)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所が感染症法第19条及び第20条の入院勧告・措置等をしないと判断し、自宅療養ではなく宿泊療養施設へ入所を希望した患者について、本人情報(臨床状態、リスク因子等)を元に、宿泊入所に耐えられる病態か判断する。
2	療養相談と搬送調整	自宅・宿泊療養の患者が容態悪化した時、本人の状態を確認した上で入院・診察の要否を判断し、入院先・診察先を選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅、宿泊療養施設で療養することとなった患者が、容体が悪化した場合等に24時間連絡することができる「コロナ119」の委託業者(看護師)や、宿泊療養施設付きの看護師等から依頼があった場合に、療養相談を受ける。 ・ 電子カルテ(自宅・宿泊療養者は対策本部が電子カルテ<Team>を作成し、日々健康観察をしている)の記録により発症時からの転帰を確認、本人に現在の状況(酸素飽和度、臨床状態、リスク因子等)を直接電話で確認し、オンライン診療に繋げて薬を処方したり、入院が必要と判断した場合は、搬送先を探す。
3	オンライン診療(患者にかかりつけ医がいない場合)	(各所属の立場で)自ら診断し処方箋を發行、またはリストから医療機関を選定して患者に連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養期間中に切れた薬の処方を依頼された場合の対応。 (例) カロナール、咳止め等

4	療養終了の可否相談	自宅・宿泊療養の患者が規定の日数に達しても体調改善傾向ではない場合の療養延長について、保健師が判断に悩む場合相談を受ける	・ 原則は担当の保健師が療養終了か延長かを判断するが、保健師が対応に悩む場合、相談を受け判断する。
5	入院・転院調整	保健所・病院・政令市等から依頼される入院・転院先選定	① 県及び保健所設置市の保健所が入院先を確保・調整できない場合に依頼を受け調整 ② 入院後、症状が悪化し転院する場合で、当該病院が転院先を確保・調整できない場合に、依頼を受け調整

2 委嘱期間、保険等

(1) 委嘱期間 令和2年12月28日（予定）～令和3年3月31日

(2) 勤務時間、形態

※可能時間帯に合わせて、柔軟に勤務調整します。その場合、報酬も連動します。

日中：8:30～19:00

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部での勤務

夜間：19:00～8:30

自宅等にて電話による対応

(3) 報酬

	全 日
日中 8:30～19:00	68,000 円
夜間 19:00～8:30 (オンコール)	34,000 円

※ 交通費相当は含まれています。ただし、住所地から県庁までの距離が鉄路（バスは不可）最短距離にて、片道 30 km を超え 70 km 以下の場合、1 日あたり 2,000 円を加算します。

※ 支払いにあたっては源泉徴収が発生します。

(4) 支給時期

勤務した月の翌々月の 10 日支払い（10 日が閉庁日の場合は、翌開庁日）

(5) 国内旅行傷害保険の加入

自宅もしくは勤務地等を出発してから、自宅もしくは勤務地等に帰るまでの補

償をする保険に県が加入します。

	補償額
死亡・後遺障害（天災以外）	2億円
死亡・後遺障害（天災）	1億円
入院（日額）	15,000円
通院（日額）	10,000円

(6) 業務の性質

搬送調整班の医師の業務は、国家賠償法上の公権力の行使にあたり、医師は国家賠償法上の公務員にあたると思われるため、医師の搬送調整に過失があり患者に損害を与えた場合は、県が責を負うことになると、本県の顧問弁護士より回答を得ています。